

会 務 月 報

第351号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第11回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日 時 平成24年4月12日（木）15:00～16:45

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・横須賀満夫、副委員長・福島賢哉、
委 員・中村清隆、浅野正敏、平山正義、入口嘉憲

欠席者 川島啓道

事務局 北野常務理事、恩田、戸谷、三浦

議 事

1. 住まい・まちづくり担い手事業情報交換会及び景観・まちづくり推進協議WG等報告

福島副委員長により資料1に基づき景観形成・まちづくり推進協議会WG報告がなされた。

第6回WG（3月5日開催）－平成23年度住まい・まちづくり担い手事業報告会の報告があった。また、情報交換会、派遣専門家・サポーター及び活動団体へのアンケートの実施、及び平成24年度住まいまちづくり担い手事業についての協議が行われた。

東京（3月12日）と京都（3月13日）で情報交換会が開催され、意見として、期間が短く回数が少ない、交通費のみで車代が出ないといった問題点や、専門家とサポーター、支援団体の役割・関係の難しさなどが出された。

第7回WG（3月29日開催）－平成23年度住まい・まちづくり担い手事業情報交換会の結果と派遣専門家・サポーター及び活動団体へのアンケートの実施結果が報告された。アンケートでは様々な問題点が出されたものの、概ね好意的な意見ではあった。また、平成24年度「住まい・まちづくり担い手事業」と「景観

まちづくり協議会」の調査研究について協議し、承認された。

2. 平成24年度担い手事業の対応について

平成24年募集要項がまだ公表されていないが、基本的には平成22年度・23年度と同様であり、スケジュールについては平成23年度の1カ月ほど前倒しで行われると思われる。募集概要が公表され次第、単位会及び会員への周知及びホームページによる広報、支援団体決定後に専門家派遣の対応及び地域事務局への協力要請の対応を平成23年度と同様にする予定である。

昨年度の対応から考えると、単位会への情報提供・連絡体制について懸念がある旨委員から意見が出された。福島副委員長から景観・まちづくり推進協議WGの場で、日事連単位会にも一斉に情報を流してもらうよう要請し、理解を得られたという報告があった。

3. 景観整備機構指定単位会に対する活動状況調査について

事務局から資料3に基づき前回提案のあった、単位会に向けた景観整備機構活動調査の実施について諮ったところ、以下の通り協議され、了承された。

- ・景観整備機構活動調査については全単位会に対して実施する。
- ・調査項目について

<全単位会>

- －景観整備機構指定の有無（指定を受けた自治体名）
- －景観整備機構指定の予定の有無
- －予定をしている単位会について景観整備機構指定の準備に向けて希望する具体的情報

<指定単位会>

- －景観整備機構の指定を受けるに至った経緯
- －推進体制について
 - 担当部署（e.g. 委員会、特別チーム）、フロー図等
- －具体的活動状況紹介（景観調査、プロ養成講座の開催）
- －景観整備機構活動に伴う行政等からの事業の受注などの効果等
- －担い手事業への協力について（派遣専門家の推薦等）
- －景観整備機構の指定を希望する単位会への協力体制
（研修会への講師派遣、立ち上げのためのフロー・勉強会等具体的に記載いただく）

・その他

- アンケートと同時に景観整備機構要項等、わかりやすい啓蒙のための資料を添付する。

- 調査依頼の目的を送付状にいれる。

- 調査票（案）を事務局で作成後、各委員にも確認をとる。

・スケジュール概要

- 5月下旬 実施依頼

- 6月下旬 調査締切

- 8月下旬 報告書送付

4. 平成23年度事業報告（案）について

事務局より資料4により平成23年度事業計画（案）について報告を行った。

項目は以下の通りである。

- （1）景観・まちづくり活動支援に関する国の要請に対する協力
- （2）景観・まちづくり活動を担う人材の育成、支援システムの検討
- （3）景観・まちづくりに関する単位会及び会員への必要な情報提供

次回委員会の開催は、後日メール等にて調整を行うこととした。

■第8回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成24年4月13日（金） 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委 員 相場 博、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
西森 敬祐、岩田 守

事 務 局 高津 充良、恩田 利昭、市川 貴之、野出 友樹、
夏目 浩行

欠 席 者 神崎 貢（担当副会長）

<配付資料>

前回議事録

資料1 : 平成23年度事業報告（案）

資料2-1 : 法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）
の実施状況等について

資料2-参考 : 建築士試験合格者の建築士定期講習の受講につ
いて（事務連絡）

資料2-2 : 管理建築士講習の30人未満の実施について

資料2-3 : 管理建築士講習及び建築士定期講習に係る宮原
副委員長からの提言

資料3-1 : 平成24年度「開設者・管理建築士のための『建
築士事務所の管理研修会』」開催予定一覧

資料3-2 : 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の
管理研修会」の概要等について

資料3-2-②: 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の
管理研修会」の受講料等について（九州・沖縄
ブロック協議会からの提供資料）

資料3-3 : 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の
管理研修会」に対する知事指定の要望に係るモ
デル文案等の送付及び要望活動の動き等につ
いて

資料4 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

参考 : 島根県建築士事務所指導要綱（抜粋）

議 事:

1. 平成24年度事業報告について

事務局より、資料1により、平成23年度事業報告（案）に
ついて説明がなされた。主な説明内容は以下のとおり。

（1）法定講習（管理建築士講習及び建築士定期講習）の実施に
ついて

登録講習機関である（財）建築技術教育普及センター（以下、
「建築教育センター」）の実施協力機関として、単位会との連携
の下、両法定講習の円滑な運営・推進を図った。

管理建築士講習については、会員を対象とした未受講者対策
を実施した。また、平成24年度以降の受講者の大幅な減少に
対応するため、建築教育センターと経費配分に関して協議し、
見直しを行った。

もう一方の建築士定期講習については、民間登録講習機関と

の競争上の観点から、受講手数料の見直しを行った。

(2)「建築士事務所の管理研修会」について

平成22年度より「管理講習会教材開発検討WG」を立ち上げ、新たな教材(テキスト)の開発に着手し、同WGで取りまとめた基本構成案を基に、平成23年5月から「建築士事務所の管理研修会テキスト執筆委員会」において、テキスト作成を進めた。

平成24年度からは、「開設者・管理建築士のための『建築士事務所の管理研修会』」として新しいテキスト『新しい建築士事務所の業務と展望』を活用し、全国で研修を実施する計画である。

また、都道府県に対して知事指定要望を行うため、本連合会において要望に係るモデル文案及び関連資料を作成し、単位会に提供した。

(3)「建築CPD情報提供制度」の活用のための情報提供、サポート等について

建築CPD運営会議で、都道府県に対する制度活用推進のための働きかけを行っていく方針が出されたことに対応し、日事連にて都道府県知事宛でのモデル要望書案を作成し、単位会に提供を行った。また、制度が複雑化している状況を踏まえ、活用の手引きを作成し、単位会に提供した。

(4) インターンシップへの対応について

産学連携建築教育連絡会議の検討状況について、逐次、報告を受け協力体制のあり方や推進等について検討協議を行った。

委員からは、知事指定講習の受講率について質問があり、これに対し事務局より、過年度の受講率についての説明に併せ、「これまでの傾向をみると、当初から受講者を集められた単位会は少なく、ある程度の回数を重ねることによって、次第に受講率が高まってきたという経緯もあるため、継続して研修を実施していただき、より多くの受講者を集めていただきたい」との発言があった。

以上の協議の後、委員長から本事業報告(案)について、委員に諮ったところ、異議なく了承された。

2. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

(1) 法定講習実施状況及び平成24年度講習実施計画等について

資料2-1により、直近の法定講習の実施状況、平成24年度第2期講習(平成24年7月～9月)の受付期間等について、事務局より以下の説明があった。

まず、管理建築士講習の受付状況については、昨年11月27日に経過措置期限の終了を迎えたことから、平成23年度第4期の受講者数は、従来の四半期受講者数と比較すると大幅な減少となっている。

一方の建築士定期講習については、平成24年3月31日の受講経過措置期限の対応として、各单位会に追加講習の実施依頼をし、元来第4期に講習計画のなかった単位会においても、講習を実施していただいたこともあり、従来と比較すると多くの受講者数が集まった旨の報告がなされた。

今後の予定については、両法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)ともに、平成24年度第2期の受付開始可能日が、5月21日(月)と設定されているとの報告があった。

また、参考情報として、資料2-1参考により、建築士定期講習に対する国土交通省の見解についての説明が併せてなされた。

(2)「管理建築士講習」を30名未満で実施する場合の考え方・条件等について

事務局より、資料2-2により、管理建築士講習を30名未満で実施する場合の考え方・条件について概略説明がなされた。

本来の原則からすれば30名未満となった講習は、中止とすることとなっていたが、地域によっては少人数でも開催せざるを得ない単位会もある。そのため、30名未満の少人数でも開催できる条件・考え方について、建築教育センターと検討を行い、以下の条件を基本的な考え方とすることとした。

①開催回数が増加することによる経費増加分に見合った経費削減(経費負担)がなされることを条件とする。

②会場費については、@1,000円を大きく上回らないこと

③30名以上の受講者を予定した講習計画で、結果として30

名未満となった場合は、原則は中止であるが、今回設定の条件を満たす場合は、実施可能とする。

- ④受講者数が15名を下回る講習は、一人当たりの経費増加分が大きくなることから、計画しないこととする。

また、経費節減の例については、会場費での調整もしくは講習監理員謝金を充当することにより、小規模開催調整費の単位会負担を軽減できると旨の説明も併せてなされた。

委員長からは、各委員に対して、是非各ブロック協議会にて、本件について説明をお願いしたいとの発言があり、加えて、少々分かりにくい内容となっているので、質問があれば事務局宛てに問い合わせいただければとの説明も併せてなされた。

次に、資料2-3により、副委員長より、事務所協会会員を対象とした建築士定期講習費用の一時的な値下げ（3,000円）を実施するという私案について説明があり、協議の結果、本提案については、引き続き検討していくこととした。

3. 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」について

（1）平成24年度の実施予定について

事務局より、資料3-1により、平成24年度の開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」の全国の開催予定及び各単位会の状況について説明がなされた。

調査結果によると、秋頃に同研修会の実施を予定している単位会が多く、一番早く実施計画を立てている単位会は7月下旬に開催を予定している。

また、今年度中に開催する意向はあるものの、開催時期・規模等の詳細については、未定との回答が寄せられた単位会も複数ある旨の報告も併せてなされた。

（2）研修の運営方法等について

続いて、資料3-2により、建築士事務所の管理研修会の運営方法等について、事務局からの概要説明の後、協議がなされた。主な協議事項は以下のとおり。

①受講料について

受講料については、過去の実績及び九州・沖縄ブロック協議会の想定価格等を踏まえ、協議の結果、受講料については、標準

的な価格を設定・提示（会員13,000円程度、会員外16,000円程度）し、地域の実情を踏まえて各単位会において適切な価格を設定する。価格の設定については、周辺単位会とのバランスを考慮し、著しい格差が生じないよう留意することとした。

②テキストの卸価格について

テキストの卸価格については、テキスト作成費、委員会費及び調整作業費等の経費を勘案し、従来と同じく、@4,200円（税込）とすることとした。

③研修の時間配分等について

大枠の時間配分としては、基礎編の講義時間は1時間30分程度、実務編（応用編）2時間30分程度、地域編は1時間程度を想定している。講義科目については、基礎編は必修科目とし、実務編はテキストのどの項目を取り上げるかは、各単位会の判断に委ねることとする。ただし、Ⅱ.「建築士事務所リスク」については、建築士事務所にとって重要項目のため、できるだけ採用していただきたい。

なお、地域編については、地域情報等の提供を行うことを想定しているが、こちらについては、原則として、単位会の裁量に委ねることとなっている。

委員からは、本研修と建築CPD情報提供制度との関連について質問があり、地域編の取扱いや特別認定講習としての申請等も含め、適切な申請のあり方等について調査・確認の上、対応することとした。

委員長からは、管理研修会を開始する前までに、以前と同様の申請ができるのか、きっちりと確定させておく必要がある。平成24年度最初の研修が7月下旬に予定されているため、6月下旬までにCPD申請を日事連としてどのような形で出すかということについて決定する必要があるとの意見があった。

なお、管理研修会のCPD申請については、継続して議論していく必要があるが、今回の委員会では、全体的にCPD申請についての話が欠けていたため、CPD登録の必要性及び何故プロバイダーにならなければならないか、という検討は今後進

めていくこととした。

④講師の選定方法等について

従来の知事指定講習では、講師の選定については、特段の選任基準等はなく、推薦・選任等の手続きも行っていなかった。今後も同様の対応とするが、大よその目安としては、以下の基本指針を掲げることとした。

○基礎編及び実務編：建築士事務所の実務者、もしくは当該分野に造詣の深い者等

○地域編：内容に応じた当該分野に造詣の深い者、行政担当者や同経験者等

委員からの意見としては、法定講習のように、いずれ日事連として研修実施要項を作成する必要があるため、その際の目安として定めておくという程度でよいのではないかと。おそらく単位会の会長や副会長、担当委員長が講師になると思われるので、特段問題は生じないのではとの意見があった。

また、標準的な講師謝金についても、単位会から質問が寄せられる場合があるため、過去のデータを考慮して、全国的な標準料金を決めておいた方がよいのではとの意見が併せてなされた。

さらに、講師の手配については、以前の知事指定講習（～平成19年）では、講師適任者の手配が困難な単位会に、東京会から講師を派遣するというようなこともあった。しかし、特定の講師に各地に赴いていただくことは負担が大きいと意見もあり、できるだけ自らの単位会で手配していただき、どうしても講師手配が困難な場合は、ブロック内で対応していただきたい。

⑤研修形態について

基本的には、講師による対面講習を原則とするが、緊急時に備え、いずれかの単位会で実施される研修を撮影した緊急対応用DVDを用意することも検討することとした。

なお、委員からは、実務編については、おそらく全項目を講義で取り上げる単位会はおそらくないだろう。そのため、応用編の各項目については1、2年かけて、全てのテキスト項目を収録し、全項目を備えたDVDを作成すべきではないかと、全テ

キスト項目を網羅したDVDを作成しておけば、対面講習は講師の都合上開催が難しいが、DVD講習であれば開催できるといった単位会が出てくる可能性もある。また、講師の緊急時に代用できるのみならず、講師の育成のためにも使えるため、時間をかけて項目を揃えておけばよいのではないかと等の意見が出された。

協議の結果、最低限の対応として、比較的早くに講習会を実施し、かつ撮影環境のよい研修会をDVD撮影する方向で検討を進めることとした。テキストの全項目をDVDで収録するかどうか、という点は新メンバーで構成される次回委員会での検討議題とすることとした。

⑥講師用教材について

講師講習会については、日程調整面及び費用面等から勘案し、開催しないこととし、代わりに講師用教材を作成・提供すると前回委員会で決定している。こちらについては、実際の研修でも講義用資料として活用できるPower Pointによるものとしており、現在作成中となっている。

作成スケジュールとしては、5月中旬までを目途に各テキスト執筆委員にPower Pointの作成を依頼し、その後、5月末頃までの精査・調整を経て、6月中旬には単位会に提供予定となっている。テキストについては、4月末に単位会宛てに発送予定となっている。

(3) 知事指定の要望等について

次に、資料3-3により、知事指定要望に係るモデル文案について、事務局より説明がなされた。これは前回委員会において、議題となったものであり、これまでに二度、単位会宛てに送付してきた。しかし、その内容について不足がある、もう少し簡潔なものにできないかと等の意見が出されたため、そうした意見を踏まえて新たに作成したものである。あくまでもモデル文案のため、適宜各単位会で修正し、活用していただきたい。従前のモデル文案については、長い文章形式のものとなっていたが、今回は説明しやすい形に修正した。また、管理研修会の概要も、都道府県への説明用に添付している。

さらに、事務局より、知事指定要望に係る参考情報として、

島根県の建築士事務所指導要綱について説明があった。同県の建築士事務所指導要綱は各単位会にとっては参考になる部分が多く、島根県のHPからダウンロードできるため、参考にしていたらとの意見があった。

上記の件について、各委員から出された主な意見については、以下のとおり。

- ・都道府県に知事指定要望を行う際には、おそらく以前行っていた知事指定講習の受講料について問われる可能性がある。
- ・各ブロック協議会で、受講料については、できるだけ足並みを揃えられるようお願いしたい。
- ・都道府県に知事指定を要望にするにあたって、行政としてはできるだけ周辺都道府県との価格差が小さくなるよう希望される場合もあることから、その部分については行政と単位会において十分に協議していただきたい。

平成24年度に、実際に講習運営を行っていくにあたり、決定すべき上記6点について、委員に諮ったところ、了承された。なお、研修実施要領の作成については、委員長に一任することとし、各委員にも確認していただくこととした。

4. 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料4により、平成24年2月8日に開催された、第21回建築CPD運営会議の概要について説明がなされた。主な報告事項は以下の通り。

- ①前回の運営会議（平成23年8月）において了承された建設系CPD協議会への入会については、同年9月に入会申込書を提出し、その後同年12月に建築CPD運営会議の、委員1名と事務局1名で、同協議会の会議に参加した。

しかし、国交省に要望活動等を行っている建設系CPD協議会に、国交省が組織として参加している現在の建築CPD運営会議が参加することは望ましくないことから、建築CPD運営会議の規定から国交省を除くことができれば、建設系CPD協議会への入会を了承するとの審査結果が出された。

建築CPD運営会議では、実態把握のため、建設系CPD協議会での検討状況について、既参加団体に対して、情報提供を依頼している。

- ②社会貢献活動のCPD実績について、裁判所の調停員として携わった活動についてのCPD実績の登録方法について問い合わせがあったが、本件については、検討の結果、現行制度上受け入れは困難との回答を制度参加者にすることとなった。

- ③前回の教育・情報委員会で作成することが了承された、平成22年度及び23年度のCPD認定プログラム実績一覧表については、現在、建築教育センターにて、実績の集計を行っているところである。作業が終了次第、単位会宛て提供することとした。

5. その他

当委員会は、2年間の任期終了を向かえるため、第8回委員会をもって終了とした。

■第7回業務・技術委員会議事概要

〔日 時〕 平成24年4月18日（水）14：00～16：10

〔会 場〕 日事連会議室

〔出席者〕 委員長：田端 隆

委 員：遠藤昭五、新井典夫、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、宮脇弘明

担当副会長：八島英孝

（欠席 副委員長：荻原幸雄）

日事連事務局：高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜
〔配付資料〕

資料1：平成23年度業務・技術に関する事業報告（案）

資料2：東海北陸ブロック協議会からの「一級建築士の処分について（要望）」

資料3：業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループの設置について（報告）

資料4：（社）日本積算協会の「建築積算士更新講習テキスト」の記載内容の修正依頼内容資料

資料5：建築コスト管理技術の標準化に関する調査研究について

資料6：四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款調査研究会関係資料

資料7：地域木造住宅生産体制強化部会の設置について（案）〔配

付資料}

1. 協議事項

(1) 平成23年度業務・技術に関する事業報告について

- ・平成23年度の業務・技術に関する事業報告について事務局より資料1に基づき説明がなされ、協議の結果、建賠保険等調査専門委員会の記述内容を修正し、承認した。

(2) 東海北陸ブロック協議会からの「一級建築士の処分について(要望)」の今後の対策等について

- ・会員である一級建築士に対する処分が国土交通省で行われ、事由によっては情状を酌量して処分が行われるよう同省に要望をしてもらいたい旨、東海北陸ブロック協議会の要望がきていることについて田端委員長より資料2に基づき説明がなされた。
- ・処分については、建築審査会の中で審議されているが、外部には詳細の事由の情報が出ないことから処分の基準のばらつき等の事例を集めるのは難しいと思われる。
- ・国土交通省の処分が厳しいということが中立的にみて事実として言明できればよいが、事例のデータが未だ乏しい段階では要望ができないと思われる。このため、資料2に類似した案件があるかを今後も様子をみてデータがあれば収集していくこととする。

2. 報告事項

(1) 業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループの設置について

- ・業務報酬算定ソフトの作成を目的にして、作成方針、必要な機能等を検討するために業務・技術委員会の下に設置し、検討を行っていくことについて、田端委員長より資料3に基づき報告がなされた。第1回を4月26日に行う。

(2) (社)日本建築積算協会の「建築積算士更新講習テキスト」の記載内容の修正のお願いについて

- ・前回委員会で提言があった建築積算士更新講習テキストの報酬に関する記載内容について、積算協会関係者と協議をした結果、日事連の修正案のとおり平成24年度のテキストに反映してもらうことになったことを資料4に基づき田端委員

長より報告がなされた。

(3) 建築コスト管理技術の標準化に関する調査研究について

- ・(一財)建築コスト管理システム研究所において「建築コスト管理技術標準化研究会」を設置し、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」に基づいた算出手法等の課題の抽出、整理を行うことになり、日事連より同研究会へ荻原業務・技術副委員長並びに栃木会会員の2名を推薦することについて事務局より資料5に基づき説明し、当委員会で了解を得た。

(4) 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款調査研究会の設置について

- ・当契約約款について常時調査、検討できる体制を作るために調査研究会を設置することを資料6に基づき事務局より報告がなされた。
- ・裁判になると、設計は請負という扱いで捉えられ、契約をずる場合は最低約款だけは取り交わしておかないと不利になる等意見交換をした。

(5) 地域木造住宅生産体制強化部会の設置について

- ・国土交通省において平成24年度「地域型住宅ブランド化事業」及び「住宅省エネ化推進体制の強化」の2つの柱の施策に取り組むことになり、これを受け(一社)木を活かす建築推進協議会において、「地域木造住宅生産体制強化部会」を設置して、都道府県木造住宅体制推進協議会との連携・協力、地域住宅産業創成の検討また地域型住宅のブランド化の推進等を行うことについて資料7に基づき事務局より報告がなされた。
- ・東北3県の復興支援センターでは既に事務所協会が木造住宅体制推進協議会を設置しリーダー的役割をしていることから、今後各事務所協会が全国的に中心的な役割を担っていくことが想定される。日事連が木を活かす建築推進協議会の会員団体になっていないこともあり、同強化部会に積極的に委員として加わっていくことも併せて、理事会で協議していきたい。

(6) その他

- ・当委員会は委員の任期終了時期を向かえるため、委員会開催は第7回をもって終了とした。

■第8回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成24年4月26日(木) 13:50～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦

委 員 員・松橋孝則、高橋 宏、丸川眞太郎、

池田賢一

担当副会長・野呂敏秋

欠 席 委 員 員・横須賀満夫

事務局 北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、三浦知子

議 事

1. 平成24年度建築士事務所キャンペーン実施要項(案)について

事務局より、資料1により平成24年度建築士事務所キャンペーン実施について説明し、協議の結果、以下のとおり実施要項を作成することとした。

①趣旨とイベント運営について、本年より一般消費者への周知に加え、会員増強に向けた事業もキャンペーンの一環として加え、実施対象を広げる。

②統一テーマについて、平成23年度のテーマ「安全・安心な住まいづくり」は重要なことであるため、本年度も同じテーマとする。

平成24年度統一テーマ

「信頼のあかし 建築士事務所協会

～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します」

2. 平成24年度要望項目(案)について

事務局より、資料2により平成24年度要望運動の実施について説明し、以下のとおり決定した。

- ・開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」に対する知事指定の要望については、既に単位会に依頼し進

めているため含めない。

- ・前回報告したアンケート調査結果を踏まえ、平成23年度の要望項目への追加・修正を検討した結果、平成24年度も引き続き以下の4項目にすることとした。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること

②公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては、価格以外の要素を考慮すること

③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、賠償責任保険への加入を条件とすること

④公共建築物の設計等業務の受注者選定には、「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること

3. 平成23年度事業報告(案)について

事務局より、資料3により平成23年度事業報告(案)について説明し、広報・渉外委員会の事業報告案とすることとした。

主な項目は(1)建築士事務所キャンペーンの実施、(2)要望運動の実施、(3)会誌・編集に関すること、(4)ホームページを活用した広報活動、(5)UIA2011東京大会開催に向けた協力、である。

4. 会誌編集専門委員会報告

事務局より、資料4により会誌編集専門委員会の活動について報告した。

特集としては、4月号では創立50周年企画で会長、関連WGの主査2人へのインタビュー、5月号では伝統的建造物群保存地域を掲載した。6・7月号は2号に渡りリノベーションの特集を予定している。

委員より会誌について以下のような意見がだされ、会誌編集専門委員会にも伝え、よりよい会誌となるよう努めていくこととした。

- ・会誌としてはよくなってきている。
- ・広報・渉外委員会でも会誌の方向性について議論し、それを受けて会誌編集専門委員会で検討をしてもいいのではない
- か。または年に1～2回会誌編集専門委員会の委員長に広報

渉外委員会に出席いただくといった方法もあるのではない
か。

- ・建築回想50年で建築物を掲載しているが、所在する単位会
にも連絡があれば協力できると思う。

■第8回指導運営委員会議事概要

日 時 平成24年5月9日(水) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：中野満 副委員長：上原伸一

委 員：小町屋一則、飯窪功児、西川英治、前川浩二、
西田功、新垣昇盛

担当副会長：山下卓治

事務局：高津、北野、吉田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 平成23年度 指導運営に関する事業報告(案)

資料2 平成23年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個
別レポート)

資料3-1 苦情の実例教材用原稿

資料3-2 苦情の実例教材を使った講習会の骨子案(叩き台)

資料4 苦情の解決業務 平成23年度統計(平成21～23
年度)(案)

資料5 苦情解決業務実施状況報告書の新しいひな形(案)

配布資料 苦情の解決業務の事例集(平成23年度上半期)

議事1. 平成23年度 指導運営に関する事業報告について

平成23年度指導運営に関する事業報告について、資料1に
基づき事務局から説明がなされた。各委員においてこれを確認
し、承認した。

議事2. 平成23年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別
レポート)のとりまとめについて

平成23年度下半期苦情の解決業務実施報告書(個別レポー
ト)のとりまとめについて、資料2に基づき事務局から説明が
なされた。今期は12単位会から25レポートが提出された。

各委員がレポートの内容の確認・修正を担当し、5月末日を
期限として日事連まで提出することとした。また、書面で契約

を交わしているか口頭のための契約かについて明確に記述され
ていないレポートについては、担当委員が単位会へ確認し、明
記するように修正することとした。各委員の担当レポートは以
下の通り。

担当ページ数：担当委員

2-4P：新垣委員

5-7P：上原副委員長

8-10P：小町屋委員

11-14P：飯窪委員

15-17P：西川委員

18-20P：前川委員

21P：山下副会長

22-24P：中野委員長

25-27P：西田委員

また、事例集を製本する際、巻末に参考資料として統計表を掲
載することとした。

議事3. 建築士事務所向けの苦情の実例教材について

建築士事務所向けの苦情の実例教材について、資料3-1及
び資料3-2に基づき各委員及び事務局から説明がなされた。

管理研修会のテキストに苦情等の実例の掲載があるのに、苦
情の実例教材を用いた講習会に人が集まるのかという質問が
出された。それに対し、5年に1度の管理研修会とは違い、事
例を中心にしたテキストにすれば需要はあるとの意見があつ
た。教材の原稿は、左側に重要部分を頭出しし、1案件ごとに
大見出しおよび小見出しをつけ、また、必要に応じて本文の重
要箇所の下線を引く形で担当委員が再修正し、6月10日を期
限として事務局まで提出することとした。

講習会の骨子案については、平成24年度内を目途に教材を
作成することや、地域性を考慮した時間割にすること等を協議
し、この方向で教材作成を進めることとした。

議事4. 年次レポートの作成について

年次レポートの作成について、資料4に基づき事務局から説
明がなされた。本レポートの使い方として、①事例集の巻末に
掲載する、②苦情の実例教材に参考資料として掲載する、③今

後の事業報告に活用する、という3点が挙げられ、その方向で進めることとした。また、単位会別の集計部分で、苦情相談申込書受付件数が0件の単位会も掲載した方が良いという意見が出され、その形で修正し各委員へ諮ることとした。

議事5. 苦情解決業務実施状況報告書のひな形について

苦情解決業務実施状況報告書のひな形について、資料5に基づき事務局から説明があった。報告書の新しいひな形は、苦情相談申込書受付件数の中で、苦情の対象事務所が会員事務所である件数を記入する形とすることで各委員において確認し、これを了承した。

■平成24年5月常任理事会議事概要

1. 日時 平成24年5月22日（火）13:30～16:10

2. 会場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

（内、表決委任状提出者2名含む）

4. 出席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 大内達史、田端 隆、中野 満、西村 武

欠席者（表決委任状提出者）

上野浩也常任理事、富岡 学常任理事

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、神崎 貢副会長、中野 満常任理事

6. 議事進行役

神崎 貢副会長

7. 議 事

（1）協議事項

1）平成24年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項案について

野呂広報・渉外担当副会長より、広報・渉外委員会で検討した平成24年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項案について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度で14回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度は会員増強に向けた事業もキャンペーンの一環として加え、実施対象を広げた。本年10月、11月の開催を中心にする。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します～」として実施する。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する。

協議の結果、資料1の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

2）日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実施要項案について

大内総務・財務委員長及び事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実実施計画等の内容については、3月通常理事会で承認された。資料2は承認された内容を実施要項としてまとめたものであるが、大会宣言はその時点で決定していなかったため特別委員会で検討した内容を記載した。大会宣言案は「私たち建築士事務所は日事連創立50周年を機に、持続可能なライフスタイルを目指す新たな価値観を国民と共有し、国民が真の豊かさを享受できる社会の実現のために、建築とまちづくりを通して貢献することをここに宣言します。」とした。なお、当日の記念パーティではオリンピック誘致PRを東京都スポーツ局関係者等から行うことを予定している。

協議の結果、原案を了承し、資料2を5月通常理事会に

提案することを決めた。

3) (仮称) 建築士事務所法に関する検討結果のとりまとめについて

三栖会長及び専務理事より、資料3-1及び3-2によって次の趣旨の報告がなされた。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、関係団体との意見交換等を行いながら検討を進めてきた。今回、同ワーキンググループでの検討結果をとりまとめた報告書が作成された。

・提案する(仮称)建築士事務所法の枠組みは次のとおりである。

①建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。

②資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、契約、業の適正化等を規律するためには、資格者法である建築士法では法の目的に照らし限界があるため、それから第6章(建築士事務所)を独立させ、新たに業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。

③新たに提案する建築士事務所法では、ベースとする現行建築士法第6章の条項の他、i. 無登録業務の禁止の拡充及び建築士事務所の名称等の制限、ii. 開設者の責務と管理建築士の権限及び責任の充実、iii. 設計又は工事監理の契約の締結、iv. 書面による契約の義務づけ、v. 一括再委託(丸投げ)の禁止の拡充、vi. 不当な要求の禁止、vii. 不当に低い報酬額による契約の禁止、viii. 賠償保険加入等の努力義務、ix. 建築士事務所協会への入会等、x. 建築士事務所の業務に関する紛争審査会の設置の項目を新たに規定すべき事項として取り上げ、現状の問題点、規定の必要性及び期待される効果等について検討を行った。

・本報告書の提案の具体化を進め、実現を図っていくため、

①提案内容に関する追加的な調査研究(トラブル事例等の収

集分析等)、②提案内容に対する建築士事務所関係者の理解と認識作り、③建築界のコンセンサスづくり、④国民の理解と消費者団体との連携、⑤行政や関係議員への働きかけ、⑥日常業務における理念の実践の課題を掲げている。

・今後は、本報告書をベースにして、第一に日事連会員の全てが議論の機会を得て認識を深めること、第二に建築関連団体との更なる意見交換を経て、できれば共通認識に至ること、第三に行政、議員等へのアピールを積極的に行っていくことが必要である。いずれにせよ日事連の活動のベースとして息の永い地道な運動を続けていく必要がある。

協議の結果、原案を了承し、資料3-1及び3-2を5月通常理事会に提案することを決めた。

4) 一般社団法人木を活かす建築推進協議会の「地域木造住宅生産体制強化部会」への参加について

専務理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

一般社団法人木を活かす建築推進協議会では「地域木造住宅生産体制強化部会」を設置し、同部会の活動を通じて地域の木造住宅関係団体や民間法人等との総合連携体制を構築して、全国及び地域の関連業界が地域の木造住宅生産体制の強化を図り、地域木造住宅関連市場の健全な発展に寄与することを目的とする。同部会の当面の取組は、省エネ基準適合率を平成32年度までに新築住宅の100%とすることを目指し、地域の中小工務店の技術向上の支援、地域型住宅ブランド化に取り組むグループの支援を行う団体等に対する各種情報提供、助言を行う。同推進協議会及び同部会の参加要請が本連合会になされた。年会費は5万円である。これについて、業務・技術委員会で検討したところ参加することに賛同が得られた。

協議の結果、日事連は参加する方向で原案を了承し、資料4を5月通常理事会に提案することを決めた。

これに関連して、これらの活動について各単位会は積極的に参加していくことが望ましいが、都道府県によって実状が違うため実状に応じた対応をする必要がある旨の意見があった。

5) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会の設置について

常務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款は、平成11年10月に、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会及び(社)建築業協会(当時、現在・(社)日本建設業連合会)の建築関係四団体に より制定され、平成19年6月の改定を経て、直近では平成20年11月の改正建築士法の施行及び平成21年1月の業務報酬基準に関する告示15号の施行に伴い、平成21年8月に改正を行い現在に至っている。同契約約款の制定、改正の方法は、四団体からの委員で構成する検討委員会(四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会)を設けて、その制定、改正を行い、成果物の完成をもって解散し、改正の必要性に応じて再発足し実施してきた。事務局は、その都度日事連があたってきたが、建築設計・監理業務等委託契約に係る同契約約款は、常時調査研究、検討する体制にはなっていない。近年、最高裁建築関係訴訟委員会において、建築設計・監理等業務に係る紛争については大半は業務委託契約書が存在しない旨が示されていることから、四団体としては、引き続き書面による契約とそれに伴う同契約約款の社会への周知と普及を図る必要がある。同契約約款は、建築関係四団体として、今後、益々高度化、複雑化していく社会への対応として、時局に適合した同契約約款への改善及び社会への周知と普及活動について、常時、検討出来る組織として「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」を発足させ、公正な建築設計・監理等業務委託契約の履行に寄与したい。

協議の結果、原案を了承し、資料5を5月通常理事会に提案することを決めた。

6) 平成24年度の要望項目について

野呂広報・渉外担当副会長より、広報・渉外委員会で検討した平成24年度の要望項目について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。な

お、要望書は印刷して6月下旬頃に単位会に送付するとともにPDFデータも送付予定である。

- ①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。
- ②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。
- ③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。
- ④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局：(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。

協議の結果、資料6の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

7) 平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

大内総務・財務委員長より、平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料7によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料7を5月通常理事会に提案することを決めた。

8) 第59回通常総会議案について

①平成23年度事業報告案について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第1号議案に該当する平成23年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなさ

れた。なお、この事業報告は5月11日の監事3名による監査を経たものである。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1及び資料8-2の第1号議案に該当する平成23年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を5月通常理事会に提案することを決めた。

②平成23年度収支決算案について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第2号議案に該当する平成23年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月10日の公認会計士による監査及び5月11日の監事3名による監査を経たものである。

- ・平成23年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約1,880万円の減収となり、約3億5,707万円となった。事業活動支出は予算額より約1,848万円の支出減となり、約3億6,393万円となった。予備費支出は東日本大震災義援金として168万円支出し、当期収支差額は約853万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約1,694万円となった。
- ・福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約42万円の増収となり、約1,224万円となった。事業活動支出は予算額より約66万円の支出減となり、約1,232万円となった。当期収支差額は約7万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約194万円となった。
- ・適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約123万円の減収となり、約16万円となった。事業活動支出は予算額より約474万円の支出減となり、約2,785万円となった。当期収支差額では約2,766万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約1,358万円となった。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1及び資料8-2の第2号議案に該当する平成23年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を5月通常理事会に提案することを

決めた。

③任期満了に伴う役員改選について

事務局より資料8-1のうち第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選については、理事33名（同一業界内17名、同一業界外16名）、監事3名（同一業界内3名）という案である旨の説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1の第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選について議案書記載事項を5月通常理事会に提案することを決めた。

9) 第59回通常総会等の日程及び運営について

第59回通常総会等の日程及び運営について資料9により協議がなされた。協議の結果、資料9のとおり5月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成24年6月20日（水）	会場：ホテルオークラ東京
11:00～12:30	6月常任理事会
13:30～15:30	第116回建築士事務所協会 全国会長会議
15:35～16:35	第59回通常総会（平成23 年度決算総会）
16:40～17:10	第40回日事政研臨時総会
17:30～19:00	懇親会

10) 5月通常理事会の議題等について

5月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を5月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の運営について

事務局より、資料11によって次の趣旨の概要報告がなされた。

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の概要及び運営等については、3月の通常理事会、全

国会長会議で概要を説明してきたが、今回、受講料及びテキスト卸価格を記載してまとめたものが資料11である。受講料の目安となる標準的価格は税込で、会員価格13,000円、会員外価格16,000円とし、地域の実状等を踏まえ各单位会で適切な価格を設定する。テキストの卸価格は、税込で4,200円とした。

2) 岐阜県での平成24年度以降の管理建築士講習業務等の受託意向の回答について

事務局より、資料12によって次の趣旨の概要報告がなされた。

岐阜県での管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務は、会員団体でない(社)岐阜県建築士事務所協会に平成20年から委託している。その業務委託費については、通常理事会での決定に基づき、会費負担をしている会員団体とのバランスを考慮し、実施調整負担金として一定額を委託費から差し引く形を採ることとしている。今回の経費配分の見直しにおいても、3月の通常理事会でこれまでと同様の考え方で平成24年度以降の管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務の業務委託に係る委託費について、変更を行うこととした。変更に伴い(社)岐阜県建築士事務所協会に平成24年度以降の業務受託の意向確認を行ったところ4月12日付で「管理建築士講習の実施協力については受託を辞退する」、「適合証明技術者登録事務については受託する」旨の回答が送付された。なお、管理建築士講習の岐阜県内の受講希望者については、愛知会等の隣接県で対応する。

3) 平成24・25年度役員候補者について

平成24・25年度役員候補者について資料13によって専務理事より報告がなされた。この中で、現常務理事については退任の意向があるが、後任については候補者と想定される者が辞退の意向が強いため、当面、欠員とすること及び現常務理事は退任後2年間非常勤職員として週3日程度勤務することとし、その具体的条件は

過去の例を踏まえて対応したい旨の説明がなされた。

4) 平成27年度第39回建築士事務所全国大会の主管会についての関東甲信越ブロックの報告

大内総務・財務委員長より、3月29日の常任理事会で近畿ブロック協議会からの「平成27年度第39回建築士事務所全国大会主管会について」は、近畿ブロック協議会で主管会として予定されていた単位会が諸状況から開催できないため他のブロック協議会で検討してほしい旨の依頼を受け、福島会の意向も確認しつつ、関東甲信越ブロック協議会のなかで対応が可能か検討することとなった。その後、福島会の意向を確認したところ平成27年度の開催は考えていない旨の意向を確認し、関東甲信越ブロック協議会内で非公式に開催の意向確認をした結果、開催の意向がある単位会があった。ただし、関東甲信越ブロック協議会内での正式決定がなされていないため、今後、関東甲信越ブロック協議会での手続きが進められ回答できる予定である旨の報告がなされた。

5) 元適合証明技術者からの訴訟について

常務理事より、次の概要報告がなされた。

兵庫県に所在する事務所の元適合証明技術者から平成23年11月下旬に適合証明技術者の登録機関(日事連及び士会連合会)に対して訴状が送達された。登録機関は平成22年2月16日に登録制度運営委員会の議を経て登録の取消及び2年間の再登録の禁止処分を行った。訴えの趣旨は、登録の取消処分の無効の確認である。日事連は、士会連合会の承諾を得て、弁護士法人匠総合法律事務所に訴訟代理人を依頼した。裁判管轄は、東京地裁となり、平成24年3月29日に第1回口頭弁論が開かれた。その後、5月11日に相手側の代理人から本会の代理人である弁護士法人匠総合法律事務所に「無効確認の訴えを取り下げること」を検討しているが同意できるかとの問い合わせがあり、本会会長及び士会連合会と検討の結果、同意することとした。

6) 会員・構成員異動報告

平成24年3月末日及び4月末の会員及び構成員数等を次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料14の通り。

平成24年3月31日現在 正会員46団体

構成員15, 078事務所、賛助会員4社

平成24年4月30日現在 正会員46団体

構成員15, 041事務所、賛助会員4社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局より

それぞれ資料15、資料16により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成24年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項（案）

資料2：日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会実施要項（案）

資料3-1：（仮称）建築士事務所法に関する検討結果のとりまとめ

資料3-2：建築士事務所の業務の適正化と業の確立に向けて（仮称）建築士事務所法の提案

資料4：一般社団法人木を活かす建築推進協議会の概要

資料5：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会設置趣意書（案）

資料6：平成24年度要望書（案）

資料7：平成24年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料8-1：第59回通常総会議案書（平成23年度決算総会）

資料8-2：第59回通常総会議案説明書

資料9：第59回通常総会及び第116回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10：平成24年5月通常理事会開催通知

資料11：開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」の概要及び運営等について

資料12：管理建築士講習の実施協力及び適合証明技術者登録事務に係る委託業務の委託費の変更並びに平成24年度の受託の意向について（回答）

資料13：平成24・25年度同一業界内役員候補者

資料14：会員・構成員異動報告書

資料15：後援、協賛名義使用の件

資料16：経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成24年

6月20日 常任理事会

建築士事務所協会全国会長会議

総会

日事政研臨時総会

臨時理事会（ホテルオークラ）

22日 業務報酬算定ソフト作成WG

27日 事務局連絡会議

29日 構造技術専門委員会

7月 3日 五会会長会議

4日 会誌編集専門委員会

10日 財政検討特別委員会

11日 正副会長会議

常任理事会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。